

わけですけれども、その点、どのようなふうにならなければならないか聞かせていただきたいと思います。

○企画財政部長(内田和雄君)

まず第一点の簡素にして効率的な市政の実現ということですが、非常に今までの高度経済成長期に肥大化した行政体質というんですか、それが非常に安定成長期に現在移行しているという立場の中、それから非常に高齢化や情報化時代の到来がこれから予測されるわけです。例えば現代にマッチした形の、この内容としては節約をし、効率的な市政の実現を推進するということだと思います。

それから第二点目の市民の代表の関係をどうしますが、これはただいま申し上げたように三人の方を選挙するわけですが、これはこれから市長が市民の幅広い中からその人を選出していただきたいという考えでござります。

第六条でござりますが、審議会におきまして御審議をいただく中で最終的に決定をしていただく中で過半数以上をもって決するという、最終的には多数決でそのものを決めていただくというふうなことでござります。

以上でござります。よろしくお願ひします。

○十一番(原 敏子君)

この第三点と第六点の関係が出てくるんだと思うんですが、第一点については、簡素にして効率的な市政というのは、今も総務委員会でやると言っているんですが、総務委員会にその一歩はお任せするにしても、この第三点と第六点の関係につきましては今も部長が答弁されましたように、市長が市民の幅広い中から委嘱していただくという事です。幅広い中から委嘱していただく、この審議会が言っておれば、いろいろな意見を持つ委員がいて当たり前だと思ふんですが、これを多数決で決するということになりますと、逆に言うと、委員三人を委嘱する段階からそういうふうな何かあるかじめ一致するような委員三人を委嘱するということはないとは思いますが、そういうことも考えられますし、何のための審議会かというのがわからなくなると思ふんですね。

やはり、いろいろな意見があるから審議会に委嘱するんじゃないから、このところの第六点の第三については十分もう一度考えたいというふうに思ふます。少数意見を見ようとするのかということなども含めまして、これは総務委員会に付託されるのであららにお任せいたしますけれども、ぜひそのところ皆さんにお願ひしてあ

きたいと思ひます。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号は、総務委員会に付託いたしたと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十二号は、総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二議案第四十三号福生市非常勤の特別職の職

員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので議案第四十三号福生市

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正条文の内容について御説明申し上げます。まず、提案理由でございますが、ただいま議案として御提案申し上げました福生市行政改革審議会条例を設置することに伴ひまして、審議会委員の報酬について規定をしようということでございます。

内容としては、その報酬額を他の各種委員の皆様方と同様に六千円と定めようとするものでございます。

なお、附則におきましてこの条例は公布の日から施行しようという規定でございます。

以上、おことに雑駁でございましたが、慎重御審議の上、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第四十三号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田右男君)

日程第三議案第四十四号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第四十四号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第二号)につきまして提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の骨子について申し上げます。

てみたいと思ひます。

まず歳入でございますが、使用料及び手数料で道路占用料と住宅使用料の追加で、これは福生市道路占用料徴収条例改正に伴う日本電信電話株式会社占用物件にかかわるものと市営住宅の賦課使用料の追加によるものでございます。また繰入金として老人保健医療特別会計決算に伴う五十九年度繰入金、それと歳出関連に伴う市営住宅改良に要する基金からの繰入金等が主なもので、そのほか財産収入、寄附金、コミュニティー事業の助成金等が今回の歳入追加補正となっております。

歳出につきましては職員人件費が主なもので全項目にあつております。給料については異動及び当初予算上の定期昇給分、それと給与改定見込み分の積立等の増減、また手当関係につきましては改定に伴う扶養、住居、通勤の未計上分によるもので、扶養手当については配偶者が九百円、そのほか

五百円、それと住居手当については四百円、通勤手当については距離に応じ千円から千七百円の追加増、また共済組合負担金については給料の増減によるものでございます。そのほかとして、今議会に上程申し上げております福生

市行政改革審議会発足に伴う経費、それと議会費、民生費、土木費、関係における一部事業の追加が見込まれることから今回の補正を御提案申し上げる次第でございます。

それでは予算書に基づき内容について説明いたします。

予算書の一ページをお開きいただきたいと思います。まず総則でございますが、第一条で既決予算額に今回一千九百五十九万三千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百十二億六千四百六十六万二千元と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。歳入について御説明いたします。

まず分担金及び負担金におきまして六万七千円の追加補正でございます。

これは歳出の土木費のうち西住宅地区周辺排水路費の職員人件費に要する下水道会計羽村町、瑞穂町からの分担金でございます。

次に使用料及び手数料で、使用料六百二十四万七千円の追加補正でございますが、これは道路使用料と住宅使用料の追加で、道路使用料については日本電信電話株式会社からの占用物件にかかわるもので、建設省通達に基づき教

変緩和措置の初年度分として総額の五〇％に相当するもので百八十二万円でございます。住宅使用料については居住者の所得確定による賦課使用料分で、不造が四十七戸、鉄筋が二十三戸、計七十戸分が灯費で四百四十二万七千円の追加補正と相なる次第でございます。

次に財産収入につきまして財産運用収入として百万円の追加補正で、これは市有地の貸し付け収入で三件分二千百六十四万九千九百六十円にわたるものでございます。

寄附金百四十七万四千円の追加補正につきましては宅地開発指導要綱に基づき二件分の寄附金でございます。

次に繰入金の特例会計繰入金三百五十五万五千円の追加補正については老人保健医療特別会計の五十九年度決算に伴う繰入金で、余剰金が生じたことから、これを反払い基金国、都支出金にそれぞれ返還するわけですが、このうち反払い基金には八月十三日までに返還を要することから、後ほど工程いたします。老人保健医療特別会計補正予算により繰越金の精算分を繰り入れしようとするものでございます。

基金繰入金の五百九十九万円は歳出関連に伴う市営住宅施設改良に要する財源として市営住宅等管理基金からの繰入金でございます。

次の諸収入の雑入で百九十九万の追加補正は歳出における民生費の福祉会館内健康機器等購入に要する助成として交付決定が認められましたので財団法入リース総合センターからのコミュニティ事業助成金でございます。

以上、歳入補正総額一千九百五十九万三千円の追加で、歳入額百十二億六千四百六十六万二千円と相なる次第でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

三ページをお開きいただきたいと思っております。まず議会費におきまして三百三十

八万五千円の追加補正につきましては正副議長並びに常任委員長改選に伴う報酬と新たに議会各会派に支給する市政調査研究費の追加で一人当たり年額十万円相当額、それと、その他職員人件費分でございます。

続いて総務費の総務管理費でございますが、五百九十六万二千円の追加補正は職員人件費分が五百二十九万二千円、それと今議会上程しております福祉市行政改革審議会各条例制定に伴う経費として委員報酬は事務費

の追加としての六十万円でございます。

次の徴税費四百十六万二千円、戸籍住民基本台帳費七十四万五千円、選挙費十萬四千円、統計調査費百二十九万九千円についてはそれぞれ職員人件費分の追加でございます。監査委員費二十三万三千円につきましては監査委員の改選に伴う委員報酬の追加が二十九万九千円と、その他は職員の人件費でございます。

民生費におきましては社会福祉費において七百三十二万二千円の追加補正でございますが、これは社会福祉協議会関係の事業委託並びに事業補助金として人件費相当額の追加と、先ほど歳入で説明いたしました福祉会館内の健康機器器具等購入経費、それと職員人件費でございます。次の児童福祉費八十四万四千円、生活保護費五十八万七千円のそれぞれ追加分はいずれも職員人件費でございます。

衛生費でございますが、保健衛生費百六十六万七千円、清掃費二十三万八千円のそれぞれ追加補正は職員人件費でございます。

労働費の失業対策費六万四千円、次の農林水産業費の十五万円の追加補正につきましても職員人件費でございます。

四ページをお開きいただきます。商工費の十七万六千円の追加補正は職員入件費でございます。

次に工不費について説明いたします。まず道路河川橋梁費一千九百九十五万二千円の追加補正については緊急道路整備事業の一〇九号線整備について玉川上水を横断する新堀橋かけかえに伴う高欄を即占用条件によりアルミから擬木に変更する必要が生じたことから、これに伴う設計委託と工事費の追加分として一千百七十二万円の追加が主なもの、そのほか職員の入件費が二十三万二千円でございます。

次の都市計画費百二十七万七千円の追加補正はすべて職員入件費でございます。住宅費の一千三十二万七千円の追加補正でございますが、不造市営住宅の修繕と鉄筋住宅の改良工事を実施するための追加分が主なもの、千二万六千円で、そのほか職員入件費でございます。鉄筋住宅の改良工事については外気温との温度差による辟風、天井に水滴がつかカビが発生し居住条件が悪化しておりますので、この際、この改良工事を施すものでございます。これに要する経費については先ほど歳入で御説明いたしました市営住宅等管理基金

金と賦課使用料の一部を、それと当初計上の積立金の工事費への組みかえにより実施しようとするものです。

次に教育費でございますが、総額三百七十三万一千円の追加補正は一項教育総務費から六項保健体育費まではすべて職員入件費でございます。諸支出金の都市施設整備基金費の四百七十五千円の追加は、先ほど歳入で御説明いたしました、宅地開発指導要綱に基づく寄附金を積み立てしようとするものでございます。

次の予備費三千五百七十二万七千円の減額補正については歳入歳出財源調整正によるものでございます。

以上、歳出補正総額一千九百五十九万三千円の追加で、歳出総額百十二億六千四百六十六万二千円と相なる次第でございます。

以上、大要を概略の説明でございますが、慎重御審議を賜り、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終らさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に付する質疑を行います。

○九番(上野重勝君) 二点について御質問申し上げます。

まず第一点は、市の一般行政につきましては行革審を設けまして厳密な行政の見直しをし、行政の簡素化、合理化を図っていくということでございますが、一方、市の補助金あるいは都の補助金等ほとんど補助金によって賄われております外郭団体についてはどのようなふうにお考えになつてゐるのかをお聞かせをいただきます。

それから第二点は、今回の予算のほとんどは人件費ということであり、また、民生関係の団体に対する補助金の増額も人件費ということでございますが、商工会に対するものはどうなつてゐるのかをお伺いたします。

○企画財政部長(内田和雄君) まず一点目の市の補助金の外郭団体への関係でございますが、これも当然今度の行政改革の中で御審議をいただく項目にならうかと思ひます。

それから二番目の商工会の補助金でございますが、都の補助金がまだ決定してありませんので、都の補助金が決定次第また補正をお願いするということになることばいえます。

よろしくお願ひいたします。

○九番(上野重勝君) 外郭団体に対するものを行革審の中で審議するということですが、これは補助金の交付ということと審査をされると思ひますが、さらに深く立ち入つて人事構成とか、あるいは職員数といったものについては担当部局の方でよくチェックしていただいた方がよろしいかと思ひます。したがって、その辺のチェックをするかどうかを再度お願ひをいたします。

それから第二点の商工会の補助金ですが、東京都の補助金が決まらないから市はやらないんだというのはいさよとおかしいんで、市は市としての考え方に基づいて人件費の補助金をしてゐるはずですから、当然商工会の方も計上すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長(内田和雄君) まず一点目でございますが、審議会に諮問する場合、当然諮問して協議をいただく中ではいろいろ資料提供がいろいろありますければなりません。そういう中では全部そういうこともチェックいたしまして当然御審議をしていただくことになるかと思ひます。それで、それが出た上で大綱づくりということになるわけですが、大綱は推進本部がつくっていくわけでは

当然、また最終的、大綱をつくる時には当然、そういう個々のものもチェックして最終決定すると、大綱をつくるということになってくると思います。

それから商工会の関係でござりますが、このことについては少し時間をいただきます。たいと思ふんですが、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長(森田祐男君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十五分 休憩

午前十時四十分 開議

○議長(森田祐男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長(内田和雄君) まず二点目の商工会の補助金でござりますが、

今補正予算に計上されてないかという点でござりますが、これは総研が決まりました。それから、郡の補助金が決定されます。それから、その郡の補助金が決定された後、郡のものを引いたものに對して補助要綱に基づいて市が補助するということにござります。まだ郡の補助金が決定されておらず、今市が補助金が決まるといふことで、今回まだ計上されてないということにござります。

でございます。

ひとつ、よろしくお願いいたします。(了解と呼ぶ者あり)

○十三番(小野沢久君)

一件だけ、二三ページの関係ですけれども、緊急道路整

備費の関係ですけれども、先ほどの説明ではアルミを撤去にするということにござりますけれども、確かに東京都の百景にもなっている場所でありますので、きれいの方がいいと思うんですが、どういふ経過でこういう形になつたのか。当初のちろんと設計としてゐるはずであると思うんですが、なぜ、そういう経過になつたのか。この点を詳しく説明していただきたいと思います。設計変更ではなからうかという気がするんですが、もうこれはないのかどうかという点。

それから、これは当初予算の方では設計委託料は入つてないんですが、いつ設計になつてたのか。ちよとこれは漏れミスかもしれませんけれども、いつになつたかという点をお願いいたします。

○建設部長(森田進君)

自席からお許しをいただきます。二三ページの新居橋の

関係について経過とそれから委託料の関係について御答弁申し上げます。

まず経過でございますが、新居橋の設計につきましては防衛の基地対策事業

とゆうふうな形で始めまして、それで当初設計の中ではアルミとゆうふうな形で当然補助対象とゆうものを一応予定としておりますので、補助対象の中ですべて一応賄われる。やういふことで局の方と、防衛の方と話のまして、その中で設計されたものがアルミの高欄だったわけでございます。その後、東京都の方へ、玉川上水でござりますので、占用申請を出したわけでございますが、その中で特にあの地域については文化財あるいは自然環境が非常に豊かであると、やういふふうなことがございまして、その占用条件の中で今の高欄についてはアルミですと全体の景観の中で必ずしも自然環境とマッチしないと、やういふふうなことから、擬木にしてくれと、やういふことが占用許可の条件というふうな形で出てきてまして、それに基きまして高欄の擬木の関係について設計をし直したところ千九十九万と、やういふふうな形の設計差金が出ましたので、それを一応今回補正を計上させていただいた。やういふ経過でござります。

それから設計の委託料の関係でござります。これにつきましては、この事業が五十九年で設計等については一応五十九年度で見えております。五十九年度で設計が一応終わるやうなわけでござりますが、占用許可の段階でやういふ設計変更を余儀なくされた。やういふ関係からその設計変更の経費をここに改めて七十三万円計上

させていたのだというわけでございます。以上でござります。

○十三番(小野沢 久君)

わかりました。やうしますと専任許可の条件として

擬木にしなさいという東京都の指導があったという理解でよろしいんですか。

やういたしますと、今回これが一般財源で一千百万ほどとんど全部これ一般財源なんですよけれども、東京都がやういふ条件を出してくるやうな東京都も少し出してもらうてもいんじゃないかと思うんですけど、やういふ交渉はしたかどうか。

○建設部長(森田 進君)

当然、東京都の方の占用条件でござりますし一応

基地対策事業については元来スタンダードの経費と、やういふ形の組み方が通常でござります。この高欄の設計部分についても当然一応やういふ全体のうちの必要と、やういふことで、また占用許可条件でもあると、やういふふうなことから局の方へ交渉したわけでござりますが、やはり現在の基地対策事業の中でこれを補助対象に認めるわけにいかないと、やういふ判断がございまして、やむを得ず一応一般財源で組まうとしたのだと、やういふ経過でござります。

よろしくお願いたします。

○十一番(原 敏子君)

一つだけ、七ページの道路占用料なんですよ、予算算の

とすにもお聞きいたしましたけれども、電電が四月一日から民営化になりまして道路
路占用料がいたゞけるようになったわけですが、今、説明で敷設後和の指
置で五〇％ここで組んだという事なんですけれども、予算委員会の席では敷設
後和の指置はされるという事は答弁したけれども、やうしますと、これが
五〇％で単純に計算しますと三百六十四万が一〇〇％になるんだろくと思ひます
けれども、この敷設後和指置があと何年ぐらゐ続くかということと総額ですわ
やうだと思ひますけれども、敷えていたゞきたいと思ひます。

○建設部長(森田 進君) 一点は敷設後和指置がいつ解消するかと、やういふ
ことだろくと思ひますが、一応本件につきましては建設省の道路局長の方からも
東京都を通じてこの道路占用料の取扱いについて指導がござりました。その中
で五年間で一〇〇％というふうな形で果ております。したがしまして六十五年度に
は一〇％ずつ引き上げまして、六十五年度には一応一〇〇％、満額の一応やうな徴収が
できると、やういふに一応予定をしてござります。

それから満額になった場合の占用料の額でござりますが、御指摘のとおり三百
六十四万円でござります。

以上、三點について御答弁を申し上げました。

○総務部長(浅見裕康君) 私の方からは契約条項の中の、いわゆる瑕疵担保の関
係について御質問がござりましたのでお答えを申し上げます。

通常の契約書はどれも同じような形で契約書の内容がなつてゐると思ひます
けど、当市におきましても通常の家具とか、やういふごく一般的に室内家具、や
ういふものについては引渡しの日から六ヶ月間というふうな担保の責任を規定してあ
ります。

それから、いわゆる鉄筋の場合でござりますが、やういふときの建物そのものに
対してのいわゆる瑕疵担保でござりますが、やういふものにつきましては二年と
いうことで契約書上、一応規定をされております。

それから、やういふ関係について故意あるいは重大な過失に基づいたもので
という判断が立つた場合においてはこれを十年間というふうな規定に相なつております。
今回のカビの発生につきましては先ほど建設部長がお話を申し上げましたやうに
当初から鉄筋であるということ、あるいは相当市営住宅棟でござりますから特に
其稼りの家庭等外を締め切るケースも多々いふではないかというやうなことで、これに